

平成30年 8 月27日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 富川 盛武 殿

沖縄県文化芸術振興審議会
会長 大城 學



平成30年度文化芸術振興施策の推進について（答申）

平成30年 5 月24日付け沖縄県諮問文第 1 号で諮問のあったみだしのことについて、下記のとおり答申します。

記

沖縄県では、文化芸術の振興に係る社会的ニーズが高まる中、平成25年10月に沖縄県文化芸術振興条例を制定し、「文化芸術の担い手の自主性の尊重」などの10の基本理念のもと、平成30年度文化芸術振興施策に関する事業が実施されています。

このたび当審議会において、平成30年度文化芸術振興施策の推進について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので答申します。

今後とも、本県の多様で特色のある文化・芸術資源を生かしつつ、その保存・継承及び新たな文化の創造に取り組まれるとともに、更なる沖縄らしい文化・芸術振興施策が展開されることを期待しております。

平成30年度沖縄県文化芸術振興審議会における意見の詳細について

平成30年度文化芸術振興施策の推進について

- (1) 福祉関係団体等が文化イベントを実施するに際して、行政からの支援メニューが少ないことから、沖縄版文化プログラム「御万人津梁プログラム」に則り、障害者等の文化芸術活動に対する支援の充実を図る必要があります。
- (2) ジャズやロック等の現代音楽も沖縄の新しい音楽文化の一つであることから、その分野に若者が参画できるコンテンツの充実を図る必要があります。
- (3) 沖縄は離島県であることから、本島と同様な条件で文化・芸術が鑑賞できるよう離島へのアプローチを強化する必要があります。
- (4) 沖縄県の文化振興について、その進捗について検証するとともに、望ましい姿を明らかにするため、中長期計画の策定について検討する必要があります。
- (5) 県外・海外においては、沖縄が空手発祥の地であることについての認知度が低いことから、情報発信を強化する必要があります。
- (6) 文化・芸術を効果的に伝承していくためには、現代の思考に合わせた手法と、働きかけるターゲットの設定が必要があります。
- (7) 県外・海外からの演劇公演等の招聘に円滑に対応できるよう、文化芸術創造発信力強化支援事業の補助要件を一部緩和する必要があります。
- (8) 伝統芸能の継承・発展を図る上では、舞台作品、舞台芸能としての質を高めていくことが重要であり、そのためには、伝統芸能の分野と衣装や道具を製作する伝統工芸の分野との連携・協力を促進する環境整備が必要であります。
- (9) 文化・芸術の振興を着実に進める基盤を構築するため、公益財団法人沖縄県文化振興会の中に基金を造成することについて、検討する必要があります。
- (10) 琉球料理を普及・伝承していくためには、行政を含め沖縄全体で取り組むとともに、文化財の指定に向けて検討する必要があります。